

## 平成 22 年度第 5 回新宿区外部評価委員会会議要旨

### <出席者>

外部評価委員（13 名）

卯月会長、名和田副会長（第 3 部会長）、岡本委員（第 2 部会長）、入江委員、大塚委員、小菅委員、須貝委員、富井委員、中原委員、鍋島委員、芳賀委員、山村委員、渡辺委員

事務局（4 名）

猿橋総合政策部長、木内行政管理課長、大竹主査、担当 1 名

### <開催日>

平成 22 年 6 月 30 日（水）

### <場所>

区役所本庁舎 6 階 第 4 委員会室

### <開会>

#### 1 経常事業評価手法の検討について

##### 【会長】

第5回外部評価委員会を始めたいと思います。もう既に分科会のほうも進んで、そろそろヒアリングが始まるという状況に入ると思います。

今日の全体会は、前回に引き続いて、経常事業の評価手法について2回目の議論をし、最終的には11月にすべて終えてから再議論ということにしたいと思います。もう一つは、補助事業の評価ということで、ご報告をいただき、お互いの共通認識を持とうということです。

それでは、経常事業評価手法の検討について、分類等の資料の説明からお願いいたします。

##### 【事務局】

それでは、まず、資料番号1、これは前回の全体会のときに若干ご説明した部分を整理したものと、前回ご指示のあった経常事業の分類のためにどういう性質なりがあるかの資料をセットにしたものです。

あとの資料は、今日の次第の2番目の補助事業評価の部分で、統一番号を振り直した事業一覧と、補助事業評価シートの確定したものです。

それでは、冒頭に戻りまして、経常事業評価手法の検討についてということで、資料番号1のほうでございます。

まず、これまで何度かご説明しているのですけれども、計画事業と経常事業ということで、これまで行政評価は計画事業を中心に実施してきたということがございます。区長のほうからも、経常事業についても今後、行政評価の対象にしていきたいので、その評価対象の選定、

あるいは評価基準等の評価方法についてご検討いただきたいということで諮問させていただいたところでございますので、計画事業とは何か、経常事業とは何かというものを整理をさせていただきます。

計画事業とは、こちらにも書いてありますように、区が計画的・優先的に推進していく事業という位置づけでございます。計画事業である以上、事業期間、当該期間中の目標値を明確にしているという性格のものでございます。あと、各種公共施設の整備、建設等についてのいわゆる基盤整備事業は、基本的に計画事業ということで、区政運営編のほうに大体位置づけられております。

今回、その評価手法のご検討をお願いしております経常事業というのは、その計画事業以外の事業ということで、計画事業ということではございませんので、当然、事業の期間や目標値が明確になっているとは限らない。主に庶務事務とか施設の維持管理、あるいは住民基本台帳事務など、区政の経常的な業務ということになってございます。

1ページの表のところに整理させていただいたのですが、総事業数、一番上にありますけれども、予算事業、予算として分類されている事業という数は約1,800ございます。第一次実行計画のその後ろに施策の体系の一覧が載ってございますけれども、これの網かけの部分が計画事業で、白抜きの部分が経常事業という施策体系になっておりまして、この体系ごとに数えますと、計画事業は主に約130ございます。経常事業は435ございます。これ両方足すと560ということで、予算事業に比べると3分の1弱となっております。これは予算事業としては、こちらにある計画事業、経常事業で分類している1つの中に予算の事業で分けていくと複数の事業が入ってきているというケースがございますので、予算事業としては数が非常に多くなってくる。

計画事業、経常事業それぞれの事業期間、目標等についてはこちらに整理したとおりでございまして、それでは評価をこれまでどうしてきたかというのは、計画事業は毎年行政評価として実施してきておりまして、その方法としては、成果指標を踏まえて、4つの視点で内部評価をした上で、外部評価のほうに評価をお願いしている。経常事業のほうにつきましては、決算分析に基づいて、執行率等をにらみながら予算査定において評価をした上で翌年の予算を査定しているというところで、特に外部評価というものは実施しておりません。

備考欄に、今年度評価する区単独補助事業82というのは、必ずしも予算事業1つイコール補助事業1つという組み合わせになるということもございませんし、計画事業にぶら下がる補助事業、あるいは経常事業にぶら下がる補助事業というものもございますので、これは若干事業の分類の仕方がぴったり分かれないうことをちょっと備考欄に整理をさせていただいてございます。

2ページ目のところに、事業の分類方法、一般的に事業をどういうように分けるかということで整理をさせていただいています。

性質分類ということで、経費の性質によって分類する考え方がございます。細かく人件費とか物件費、扶助費等、予算の科目に応じたような分類の仕方がございますけれども、大きく分

けると経常的経費と臨時的経費という分け方、あるいは義務的経費と任意的経費という分け方、投資的経費と消費的経費というような分け方がございます。それぞれ性質分類の1、2、3ということで簡単に説明を記載してございます。

この中で、例えば性質分類②の義務的経費というのは、任意で節減できるのは極めて硬直性の強い経費というようなちょっと表現をしてございますけれども、扶助費とかそういうものについてはなかなか節減することができないというような経費がある一方、任意的経費ということで、区が比較的任意に支出するかしないかを判断できるような経費という分類がございます。

それと、下から大きく2つ目の枠のところ、財源分類ということで、その事業の経費がどういふ財源で構成されているかということで、特定財源、使途が特定されている財源をもとにして運営されている事業ということで、国や都の支出金や国債、使用料、手数料等、特定の事業に使うために入ってくるお金をもとにして実施している事業と、一般財源、住民税等で使途が特定されていない財源をもとにして実施している事業というものがございます。

これは主に経費や財源をもとにした分類の仕方でございますけれども、これは計画事業、經常事業に限らず、経費あるいは税源をもとにした分類の仕方としてこういうのがあるということでございます。

3ページのところで經常事業の分類方法ということで、これは何度かご説明しましたけれども、大きく法定受託事務と自治事務という分け方がございます。法定受託事務というのは、本来、国や都が果たすべき事務であるものが、法令等により区が処理することとされた事務ということで、戸籍事務あるいは児童手当の支給などが法定受託事務ということになってございます。

法定受託事務、正確には法定受託事務ではないのですが、特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例という東京都の条例がありまして、本来都が果たすべき事務が区の事務という形でされているものがございます。あとは、自治事務ということで、これは法定受託事務以外の事務という分類がありますけれども、ただし、下線が引いてございますように義務的な事務、個別の法令で市町村の事務とされているものと、そういうものがなくて任意に区が実施している事務というものがございます。

それぞれ法定受託事務の場合ですと、アスタリスクでも表示させていただきましたけれども、目的の妥当性がどうかということの評価しても、区のほうとしてはその評価結果を踏まえて改善、見直しというものがかなわない事務ですので、そういう部分の評価というのは評価をしてもPDCAのサイクルもそういうことができない、あるいは都の委任事務、自治事務の中でも義務的な事務というのは、それ自体を評価の結果やめるとか、そういうことがなかなか選択できない事務ということになります。

それと、(2)で性質、財源以外の分類ということで、大きく分けたときに、内部管理事務と区民サービスを提供する事務というものに分けられるのではないかとこの部分がございます。内部管理事務は、例えばこちらの附属機関である附属機関の会議の運営とか、あるいは職員研修、財産管理事業など内部管理事務というものと、もう一つは、区民に直接サービス提供を行

う一般的な行政サービスの事業というような分け方ができると。あと、区民サービス事業に若干類似しているものとして、今回評価をお願いしている補助事業というものが入ってくるだろうということで整理させていただいております。

今ご説明した法定受託事務、あるいは都の委任事務、自治事務の中で義務的なものかどうかと。それと、財源的に特定財源で運営されているものかどうかというものを整理させていただいたものがA4横のところでございます。網のかかっているところは、特にそこを重視ということではなくて、こちらの実行計画の後ろにある施策体系上、経常事業だけを抜き出した中で、基本施策の区切りごとに1つずつ網をかけていると。ですから、1ページ目のところに地域協働事業の支援という経常事業がございますけれども、これは基本目標、個別目標、基本施策の1つのグループとして経常事業はこれだけですと。その次の掲示板の維持管理は個別目標が2番目で、その基本施策にぶら下がっている経常事業はこれだけになりますと。

例えば1ページ目の38、保育所の管理運営という経常事業がございます。これは、分類のところをごらんいただくと、自治事務のところでは義務とか施設、自治で何にもない事務、特財、全部丸がついている。これは先ほどお話ししましたように、経常事業1つに予算事業としてはいくつかぶら下がる形になりますので、そうすると、その予算事業によって義務的な事業だったり特定財源がついていたり、まるっきり区の自由裁量といいますか、任意的に行われるものと複数含んでいるというものは、それぞれ同じ事業のところ複数丸がついているところがございます。

なお、この資料の中では、法定①、法定②と立ててありますけれども、これは自治法上、法定受託事務というのが1号受託事務と2号受託事務という、法律上分かれておまして、法律の表現上は、法律またはこれに基づく政令により、都道府県、市町村または特別区が処理することとされている事務のうち、国が本来果たすべき事務が1号受託事務。それで、法令、これに基づく政令により、市町村または特別区が処理することとされている事務のうち、都道府県が本来果たすべき事務が2号受託事務という区分になってございます。ただ、実際はこの法定受託事務の中で都道府県が行うこととされている事務でも、東京都の先ほどご説明した委任条例に基づいて、結果として区がやっている事務というものもでございます。

この法定①、②、あるいは都委任のところには、該当する場合はその根拠となる法令等について、後で整理させるような形で記載させていただいております。

24ページの最後の行のところに、まちづくり編のそれぞれ分類したときの該当する事業の件数が何件になるかということで整理してございます。法定受託事務の1号受託事務に該当するものが28事業、2号に該当するものが4事業、都の委任条例に基づくものが30事業、それと自治事務の中の法令等で市町村が行うとされている義務的な事務が78、あと、（施設）とあるのは施設管理の関係でございます。これが60事業でございます。それと、区の任意的な自治事務ということで281、それと特定財源が入っているものが128ございます。

26ページ、先ほどご説明が飛んだところがございますけれども、こちらの下の方に、区政運営編のそれぞれの分類の合計、そして最後にまちづくり編、区政運営編の合計を数として

集計させていただいております。

こちらをご検討いただいて、經常事業の評価手法のほうをご検討いただければと考えておりますけれども、先ほど資料番号1を、A4の縦のほうですけれども、3ページ目のところにお戻りいただければと思います。こちらの4の經常事業評価対象事業抽出の考え方の例ということで、前回の全体会のところで事務局として検討材料を出しておいてほしいということでしたので、抽出の考え方の例として2つ出させていただいております。

1つはA案ということで、これは現行のやり方を前提にしているものでございます。現在、計画事業については、外部評価委員会の任期で全事業を必ず1回は見ましょうということで始まってございます。これを前提にすると作業量はかなり膨大になるだろうと。今年、計画事業に加えて補助事業の評価をお願いしているわけでございますけれども、それに加えて經常事業も入ってくるというと、1,800の中で重複分等を除くと、大体4年で回すとなると、400事業ぐらいは評価していかないと回っていかないとということになろうかと思っております。

なお、総合計画は10年間、もう既に始まっておりますけれども、10年間で全事業を見ようとした場合、でもその10年間という長期スパンの場合ですと、社会情勢の変化等で見方が変わっていく、あるいは外部評価委員会の委員の任期の関係で、外部評価委員会の方が最大で3回入れ変わっていくということになりますと、継続的な評価基準としてどうなのかという課題があるだろうということでちょっと整理させていただいております。

そして、もう一つ、B案としては、一定の優先順位を定めて事業を抽出することで、実行計画期間、あるいは外部評価委員会の任期ごとに評価方法、基準をいったん完結させるような形で、430ある經常事業を全部見るということではなくて、法定受託事務なり義務的な部分については効率性の部分だけに特化するか、評価方法、抽出方法を整理してやっていくというのがB案でございます。

その場合、どういう考え方で抽出できるかということで、4ページのところで①から⑦と分類をさせていただきます。これは、この番号で優先順位ということではなくて、ある意味、逆に一番下から法定受託事務や自治事務のうち、義務的な事業というものは評価作業の割に見直しの効果があまり期待できないのではないかとということで一番下にして、だんだん上になっていくにつれて、より評価の効果を反映させることができるだろうというようなものでちょっと整理をしたところでございますので、必ずしもこの順番にこだわってということではなくて、1つの考え方として出させていただいております。

①で自治事務のうち、内部管理事務というのが一番反映させやすいということで1番に挙げてございます。ただ、施設管理は除くということにさせていただいているのは、施設管理に係る事務というのは、現在、指定管理者制度がかなり普及しておりますので、その部分についてはまた別の見方もあるのではないかとございまして。また、施設の維持管理に関する場合ですと、ファシリティマネジメントの視点というのを書かせていただいているのですけれども、これは1ページ目の真ん中に小さい文字で整理をさせていただいておりますけれども、民間事業者の場合ですと、業務用不動産をすべて経営にとって最適な状態で運営、維持するた

めに、総合的にどう管理していくかということで、一定のエリア内における複数の施設についての性能分類をしたり、その必要な面積かどうかということで、場合によっては施設を統廃合したり、あるいは既存の施設の中でも事務スペースの配分を工夫してより効果的に使えるようにと。例えば、文書の書庫を都心の一等地に確保しておくのはもったいないのではないかといいことであれば、それをより地価の安いところで展開する。そういう総合的な施設の維持管理の考え方がファシリティマネジメントですけれども、そういう部分が若干影響してくるだろうということで、施設管理、維持管理に関する部分は、内部管理とはいえ若干違う視点も必要だろうということで、2番目に挙げさせていただいております。

もう一つ、区民へサービスを提供する事業がその次に来るだろうと。ただし、④にありますように、区民へ提供するサービスに関しても自主財源だけで運営しているもの、あるいは受益者負担があるものと、4つの視点の中のサービスの負担と担い手という視点が当然出てまいりますし、あるいは特定財源のあるものと、その評価の効果についても一定の制約を受ける可能性があるというような形で、この辺を視点にして分類してどう優先順位をつけるかで、評価対象にする、あるいは評価のウェイト、評価単位のウェイトを分けることができるのではないかといいこと、1つの考え方を整理させていただいております。

それと、5番目、経常事業を評価する場合の課題、1点目の行政評価スケジュールからの課題ということで、現在、外部評価委員会の委員の任期中にすべての計画事業を外部評価することとしておりますけれども、PDCAサイクルの関係から、この評価結果を現在の日程以上に遅らせることはちょっと困難だろうと。外部評価委員会の評価結果を予算に反映させる、あるいは翌年の事業計画に反映させるという形でやっておりますので、そこに間に合わない評価結果ということだと、それを反映させるのに1年のブランクが生じてしまう。そうすると、今でも前年の評価をしている間に、その年度の事業が動いて、結果的に反映させるのは1年あいたところで反映させる形になりますので、そこがさらに1年あくということではちょっと難しいだろうと。

それで、先ほどご説明しましたように、現在計画事業、補助事業の評価に加えて、経常事業も個別に評価して、それらを踏まえて個別目標を評価する方法を維持していくとなると、外部評価委員会のスケジュールも、内部評価もそうですけれども、かなりタイトになってくるといって課題がありますので、そのためにはやはり計画事業の評価対象や選定方法も、場合によっては含めて検討する必要があるのではないかといい課題がございます。

そういうものを踏まえて1つの考え方として、行政評価の方法の改善案として、個別目標もしくは基本施策単位で、それを構成する事業が体系的にどうか、あるいはその事業の実施計画は効果的か否かという評価手法を検討してはどうかと。そのときに個別目標は全体をにらんだ形で評価して、評価シートの右側のほうに個別目標を構成する計画事業の、総合評価の一覧等を踏まえた個別目標の評価をしておりますので、そのようなイメージで、例えば基本施策単位で見直してはどうか。きのう第3部会のところ、たしか外国人学校の児童・生徒保護者負担軽減が何で教育委員会の事業じゃなくて、文化国際観光課のほうの事業になっているのだと、

体系的におかしいのではないかというご意見もございましたけれども、そういう部分の視点もこういう形ですと入れていけるのではないかということで、1つの考え方として改善案をお示しさせていただいております。

それと、6の経常事業の評価基準というのは、先ほどご説明した経常事業の性格で分類していったときに、現在4つの視点に沿った形での評価ができるかどうかという部分ですと、なかなか難しいだろうという部分を、その事業の分類によって整理をさせていただいているものです。

本日用意させていただいた資料は以上のとおりでございます。よろしく申し上げます。

**【会長】**

だんだん大変になってきたという印象がありますけれども、今ご説明いただいた経常事業についてのご質問からいきましょうか。調査票では、「自治」が4つありますね。義務的経費は若干わかりましたが、施設管理は、例えば区が直営で持っていて、指定管理者に出しているものも全部含むということですか。

**【事務局】**

表中◎がついて（指定）と表示しているものは指定管理者制度を採っているというものです。

**【会長】**

指定管理者じゃないものもありますか。

**【事務局】**

それはあります。

**【会長】**

ここには施設の管理に係るところが全部入っているわけで、それをやったらちょっときりが無いという感じなのですけども。自治、特財と書いているのは特定財源が入って運営されているから、これも自治（なし）ともちょっと違うという、これは両方に◎がついているのもあるわけでしょう。

**【事務局】**

細かい部分で見ていきますと、例えば特定財源が入って事業をしているのですけれども区が上乗せをしている部分は、上乗せをするかどうかは区の判断ですから、そういう部分は特財じゃない、普通の自治事務となります。

**【会長】**

この自治の、施設を除けば、組み合わせですよ。特財と義務も組み合わせとして見たほうが良いということですね。

どなたでも結構ですから、質問ございましたら。

**【委員】**

予算事業として約1,800あって、計画事業と経常事業の事業数としては約560で、そのところが事業数の中で予算事業がいくつか複数になっているものがあるということだったのですが、例をとってこの場合はこれとこれがありますみたいなことを教えていただけますか。どこを見

れば、これには複数の予算事業がぶら下がっているみたいなのは、こういった資料を見ればわかるのでしょうか。

**【事務局】**

1,800ありますので、かなり多くなってしまいますので、資料は特に用意していません。

**【委員】**

さっき例を出された保育所の管理運営はいくつかあるので、決算に丸がつくという話だったのですけれども。

**【事務局】**

そうですね。保育所の管理運営は、予算事業として18あります。例えば、サービス評価事業とか延長保育、障害児保育、年末保育、あるいは管理運営費。管理運営費というのは保育園建物の管理運営で、いわゆる施設の部分になります。それから、設備を整理する設備整理という事業、工事中の仮園舎、仮施設の賃借料の事業、待機児童緊急対策事業です。仮園舎の関係では、耐震強化等の設計委託があり、予算事業としてはかなり具体的な形です。全部で18の事業がこの保育所の管理運営の中に含まれております。その中の施設整備のように、実施するしないの判断を区ができるようなものもあれば、国のほうで保育園の設置基準等が厳しく決まっておりますので、そういう部分は義務的なものです。それに対して国からの財源がついてくれば特定財源の事業というような形になります。

**【委員】**

先ほど説明してくださったのですが、1と2の違いについて、もう一度お願いいたします。

**【事務局】**

1のほうは、具体的に地方自治法第2条9項のところに法定受託事務というのが出ています。そこで、法律またはこれに基づく政令により東京都、あるいは区が処理する事務のうち、本来国がやるべき事務を法定受託の1号事務。これは自治法のところにも別表でかなり細かく出ておまして、何々法の第何条、第何条に基づく事務のうち、どれを例えば都道府県がやる、どれを市町村がやるというような細かい規定がありまして、それが1号の受託事務ということになります。

2号のほうは、やはり地方自治法2条9項の2号のところに、またこれも別表で出ているのですが、これは市町村または特別区が処理するとされている事務、自治法の別表とされている事務のうち、都道府県が本来果たすべき事務について、第2号法定受託事務という整理になってございます。ただ、別表を見ると、そちらのほうも何々法の第何条第何号に基づいてという規定なので、その条文全部、極端に言うと、引っ張って、じゃそれが予算事業のどれなのかということ整理していかないと、実際に予算事業の中でも、先ほどお話ししました法定受託事務で都の事務になっているはずなのが、都の委任条例で区の事務になってきていると。そこに特定財源がくっついてきているみたいな組み合わせもございますので、これを全部1つずつ追っかけると、それだけでもかなりの事務量になるかと思えます。

**【委員】**



そうしますと、本来国がやるべきなのか、本来都道府県がやるものかの違いということですよ。1と2の違いというのは、そのあたりは、私たちとして認識して、そんなに区別しなくてもいいですよ。

**【事務局】**

本来区がやるべき、原則からいけば区がやるべき、やらなければならない事務ではないけれども、法律や条例で区がやるのだとされている事務ということで、この3つについてあまり個々に分けることを意識されてなくても。

**【委員】**

資料1の4ページに、優先順位のようなものを仮に示してくださったのですが、これを①、②、③と、こうやって分けていくと、自治事務のうち施設管理を除く内部管理事務は、どのぐらいの予算事業、もしくは事業数になるのかざっくりした数というのは、教えていただくことはできますか。

**【事務局】**

施策体系の経常事業としては、調査票の表の26ページにありますように、法定①、②と委任の3つを合計したものと、義務的な事務の87を足したものが、⑦のほうに該当する事業数となります。

**【会長】**

他に何かご質問ありますか。

**【委員】**

質問をするほどわかっていないのですけれども、経常事業、計画事業とありますね。例えば周知とか普及啓発だけを取り出して評価するということはできないのですか。

例えば、区ではそれを周知させるために何万枚チラシを配りましたというふうに書いてありますけれども、これがどれだけ効果があるか、どういうふうな配布方法をしたのか、区民まで届いているのかどうかということがわかっているのか。アンケートで聞いてみますと、区のほうはちゃんと配った、ちゃんと説明したと言っているのに、関心がある人のところにも届いていない場合があるのですよね。チラシなんかは大抵新聞折り込みしたとありますが、そうしますと、1軒のうちに何枚も同じものが入っている。反対に新聞をこのごろとらない方がいます。そうすると、全然それが行き渡らないということがあるので、そういう普及啓発の手段、やり方というの、今後考えていかなければいけないのではないかと思うのですが、こういうことについてはどこで言ったらよろしいのでしょうか。

**【事務局】**

今のご質問なのですけれども、その部分の事業を取り出しての評価というのはちょっと難しいかなと思っています。というのは、いわゆる普及啓発事業ということを独立事業、いわゆる事業名ですぐ引張れるものだけでしたら十分それをやるということはあるかと思えますけれども、必ずしも普及啓発事業となっていない普通の事業運営の中でもいろいろなパンフレットをつくったりとか、イベントの周知用のチラシをつくったりとかしておりますので、普及

啓発が効果的に行われているかどうかという部分ですと、独立した事業としてそこを評価するというより、その評価に当たっての着眼点と申しますか、重点的にチェックする項目ということで、昨年来、協働の視点でどう運営されているか見ましようというのが外部評価のほうでありましたけれども、それと同じように、例えば今年については、それぞれの事業の中で普及啓発している部分について効果的に行われているかどうかを重点的に評価するときに見ていきましようとかという整理をしていただいたほうが、よりご質問のあった部分をカバーできるような対応がとれるのではないかと思います。

**【委員】**

ありがとうございました。

**【会長】**

今のご指摘は何となくわかります。

外部評価の委員の1つの視点として、区民の一番目に見える形のところだから、もし必要があれば、ある部分に限ってやったほうが効果的ではないかと思います。

**【委員】**

1,800は出せないからというお話でしたよね。そのところがいま一つ理解できていないので、これはその部分の何なのかというのがまだちょっと頭の中に入っていないので、1,800出してある部分のうちのどういう部分が出ているのか。

**【委員】**

どれを見れば、予算事業が全部わかるのか。

**【事務局】**

予算書で全部ピックアップしていくと。

**【会長】**

その1,800を整理したわけだから、全部出ているわけですか。

**【事務局】**

全部反映はさせてあります。

**【委員】**

さっき言った130と435を足しても合わないし、1,800にも合わない。そこでこんがらがっているわけで、その辺はつきりわからないのです。

**【委員】**

どういう重みづけで分類しようかと皆さん多分思っているのだけれども、これでもちょっと分からないという話です。

**【会長】**

この4ページ目の上の①から⑦まで、分類をしていただいています。この事業が①から⑦にどう分類されるかというのはやはり気になる部分ですよ。この考え方で、受益者負担という分類がここではされていない。

**【事務局】**

いわゆる使用料、利用料を取っている事業がどれかということで分類していけば、その数は出せます。

**【会長】**

この辺が対応していないと、確かにどこまでやろうと議論しても、それが何事業ぐらいになるのかというのがわからないから。

**【委員】**

ただ、1つのここに挙げた経常事業の中に複数の事業があったのですね。その複数の事業の中に手数料をとっている事業ととっていない事業があったりする場合に、いっぱい出てきますよね。

**【副会長】**

なぜ私どもに経常事業評価を検討してもらおうと思われたのか、まずそこから確認させてください。

**【事務局】**

経常事業の評価をなぜお願いしたかという部分ですけれども、こちらの1ページのところの表で最初にご説明しましたように、計画事業に比べると施策体系で経常事業のほうが3倍強もあるということで、この部分についてやはり評価すべきではないか、評価ができるものがあるのではないかということで、それをどう評価していったらいいかということをお区の内部だけで勝手に進めるわけにもなかなかいきませんので、これまでの外部評価の委員の皆様の評価の経験を生かしていただいて、経常事業についてもこういう評価をしたらいいのではないかというご意見をいただければということで検討をお願いしたところです。

例えば区のほうでやると、法定受託事務は国から言われているから評価から外しましょうとなりやすいと思うのですけれども、ただ、それが効果的に運営されているかどうかという議論については、評価しようと思えばできないわけではありませぬので、そういう部分を区の内部だけでやっていると、どちらかと言うと絞って数を少なくする傾向がないわけではありませぬので、そういう部分は、やはり外部の委員の皆さんから経常事業についてこういう評価がいいのではないかというご意見がいただければということです。

**【副会長】**

政令指定都市の区役所のやっている事業を全部調べたことがあって、そのときに、法律を学んでいた私にとって新鮮な驚きだったのは、自治体というのは法律に基づかない業務をたくさんやっているのだなと思いました。

法律によって義務づけられていなくても、自分の判断で住民福祉の向上のためにやっている事業なのですが、その中で経常事業とされているものは恐らく議会もそれなりの判断をされたようで、法律の根拠がなくても、例えば自治会、町内会が重要だということだったら、その何らかの支援をずっとやっていくということでやっている。それは、議会が判断しているのだから問題ないということに、一応理屈の上ではなるわけですね。

それ以上に、区民が集っている外部評価委員会ですらに検討いただきたいということだとす

ると、それは経常事業も含んだある片割れの、ある分野の計画事業と経常事業が有機的に連関しているある分野の新宿区行政の機能が住民サービスにとって最適であるかどうかということ、区民の目線で判断するという事しかないのではないかなと思いました。

これまでも参照してきましたが、「第一次実施計画」の中の157ページ以下に経常事業と計画事業が一緒になった表があります。一定分野を切り取ったときに、経常事業と計画事業が有機的につながって、新宿区行政としてはこういう形でこの分野の住民福祉を向上させようとしているのだという背景があって、その全体像を見たときに、区民の目線としては、それはちょっとこの部分が違うのではないかな、なかなか全体としていいのではないかな等、そういう評価を委員が目指すということなのではないかなと思うわけです。

そうすると、結論として、今日事務局から出していただいた4ページ目の行政評価方法の改善案、5の(2)というやつですね。個別目標、もしくは基本施策単位で、それを構成する計画事業、経常事業、補助事業の体系が妥当か否かということを見ていくと、これはやるしかないのではないかなと感じています。それ以外に法定受託事務についてどうだと言って、それは区民の目から見るとどうしても不合理だと、だから国に制度要望しろとか、こういうことをやるのも有意義だと思うけれども、一応議会の目を通過して経常事業とならずずっと行われている事業について、さらにもうちょっと平場の区民目線で有意義な議論をするというのだったら、私は一番いいのはこの5の(2)なんじゃないかなと思いますね。

これだったら、全体の固まりを見て、なるほど、こうやって外国人市民との共生を可能にしようとしているのか、全体としてこういう形で児童の福祉を高めようとしているのか、だったらこれ足りないのではないかな等、これだったらできそうな気がしますので、あとはよろしくお願いしますというのが我々の仕事だと考えられます。

#### 【委員】

千代田区で話を聞いてきたときの基本的な感触が、今おっしゃったような感じなのですね。外部評価はやっていないわけですが、内部評価をやるときにこういった計画事業、経常事業、補助事業ということにあまりこだわりなく、区民目線から必要とされる関心度の高いようなものについてまとめて整理をして、報告をしているのです。

#### 【副会長】

たしか前、台東区の評価シートは、経常事業も計画事業も同じフォーマットだったということで、まさしくおっしゃったのと同じ考え方だったのですね。

#### 【委員】

電話で問い合わせがあるとか、議会でいろいろ問題になったとか、そういうようなことも勘案してやっています。ですから、その場合は内部評価という形ではないのだけれども、経営管理部等で、そういうところが整理して出しているわけですが、我々に問われているのは、あくまでも外部評価の委員会が経常事業をどういうふうに評価するかということですよ。

#### 【会長】

内部評価のあり方も、こうあってほしいと書かないわけにもいかない。

**【委員】**

そうですか。内部評価がかくかくしかじかのように行われることを前提として外部評価は行うのだと、こういうような結論を出そうというふうに我々は今考えているということでもいいわけですか。

**【会長】**

そのほうが筋だと思います。

**【副会長】**

もしそういう考えでいいとすれば、個別目標の評価がちゃんとできれば、経常事業もそこに入れ込んだ個別目標ができるかもしれません。

補助事業も経常事業も計画事業も含めて、3事業一緒ですよ。

**【委員】**

ただ、あんまりそこで力入れちゃうと、広がりを持ち過ぎて、政策のあり方そのものについて議論してしまっているような感じもあり、どこまでできるのかなと感じました。

**【会長】**

他の委員の方、いかがですか。

**【委員】**

個別目標に照らして計画事業、経常事業、補助事業が妥当かどうか、それを評価するということはわかりました。もしも、それ以外の、こういう事業が必要というような意見が出てきたら、今ある事業を妥当かどうか評価するだけじゃなくて、新たな提案みたいなことができますか。

**【副会長】**

そういう言い方をしてもいいと思います。全体としてこういうふうに偏っているからこの部分がいいのではないのかと言ってもいいのではないのでしょうか。

**【事務局】**

多分、制度上、外部評価委員会がストレートにこういう事業をやるべきだという表現をするのはちょっと苦しいです。ただ、今お話がいろいろ出ていますように、本日お示ししました行政評価方法の改正案で、例えば個別目標、あるいは基本施策から見たときに、そこにぶら下がっている計画事業、経常事業、補助事業が効果的か、あるいは妥当かという部分を見ていったときに、例えばこの基本施策のこういう部分については、基本施策からするとちょっと弱いのではないかと。そういう部分を強化しないと目的は達成できないのではないかとというような言い方で、意思表示といいますか、出していくことは十分できるかと思います。

**【委員】**

例えば、基本施策に事業がたくさんついているものがありましたね。計画事業もたくさんあるし、経常事業もたくさんある。これを一つ一つ取り上げることはしないという意味になるのですか。

**【会長】**

来年度、4月以降、経常事業についても、今まで計画事業、補助事業が加わって、さらに最も多い経常事業も含めて外部評価をやるに当たって、今年度その方法を出してくださいということですね。

例えば、今、個別目標というのは新基本計画で20個あるのですよ。だから、仮に4年でそれをみんな見ましょうということだと、1年に5つずつ個別事業を見ていくと、その任期の中で個別目標について一応全部評価ができる。次の世代に向けてそういう方法で見直していったらローリングになるわけですけども、いかがですかという言い方はあるかなと思いました。

**【副会長】**

むしろ子供のことなら子供のことについて、全体像を眺めながら押さえるほうがわかりやすいという気がするのですが、個別の児童手当はこうなっていて、いくら給付されていて、給付されている人が何%と、そういう世界に入ってしまうと何か訳がわからなくなって、他のもっと大事なことを新宿区はやっていないのかと思ったときに、ちゃんとあります、それが経常事業です、それは何とか事業ですとか言われてしまう。では、自分のやっていることは何なのかというふうになるよりは、最初から全体像がばんと与えられていて、まずざっと見て、ある一定の心証を固めた上で、細かい個別の資料を見るというほうが、よっぽどわかりやすく作業しやすい気がします。

**【委員】**

やっぱり4ページの2のところ、これがいいのかどうかと、体系が妥当かどうかということ、いつも引っかかっているのですね。それから区民が安全に暮らせるとか、活発に暮らせるとかということで、こういう視点を見直さないと、いくら評価しても何か意味がないという感じを強く持つようになっていきます。だから、やはりこれはとても大切な視点だと思います。

**【委員】**

5月17日のときに、経常事業そのものが若干あいまいな点があったということが話されました。補助事業を含めて、3事業を一体的に評価してはどうかとまとまりました。

6月3日のときに、事務局で経常事業をある程度絞り込むということで終わったと思います。その具体的に絞り込みの1つの方法として、個別目標を1つ中心に置いて、それで3つの事業を評価していくという方法が現実的ではないかと思います。

ところが、きょう出たこの経常事業の調査の表は、絞り込みよりも拡散したかなという感じがします。どうなのですか。

**【会長】**

これは少し整理をするために宿題としてお願いしたということなので、事務局があくまでもこうしてほしいということではないと思います。これは我々が判断すればいい。

**【委員】**

経常事業の絞り込みということですね。

**【会長】**

それを絞り込むに当たって、こういう考え方がある、こういう分類の仕方があるという、あ

くまでも勉強だと思っています。

【委員】

4ページの5の(2)のところは、個別目標もしくは基本施策の単位でそれを構成する云々と書いてあるから、今、委員が言われたようなことを書いているのではないですか。

【委員】

ですから、これでいいと私は思うのです。4ページの後半の部分ですね。

【委員】

経常事業にも相当載っているから、補助事業の正当性を評価しようとする、経常事業等でどういうのが行われていて、それでこぼこの部分をこれで埋めているのだなというのがわからないと、本当に正しいことをやったことにはならないということはわかりました。

【委員】

区民は、これが経常で、あるいはこれが補助事業だという見方していませんからね。

【委員】

猫の手術費助成事業も、補助事業と経常事業がありまして、経常事業の部分をやらないと、本当は猫の補助事業がどうなのか分からないです。かといって、それをやるのも大変です。

【委員】

今我々に求められていますのは経常事業についての評価手法ですよ。それに対してどういう評価手法があるのかについての答申には、「いろいろ選択肢がありますよ」というような形で提案していったらいいのではないかという気がします。

1つとして、個別目標単位に総合的に評価していくというやり方、啓発普及事業、指定管理者制度といったところに主眼を置いて、言うなれば横串的にテーマを絞って評価していくというようなやり方もあるのではないかと感じました。

【会長】

個別目標を単位にやっっていこうと、多くの方が方向を出してきました。

ただ、内部評価の方法も大幅に変えないとね。今と同じような形で計画事業、さらに個別目標と内部評価をして、それを我々が評価するのにかよって大きく我々の仕事量が変わります。それが新しい計画評価の文化みたいなものにもつながるような気がするので、

最初の我々の任務は個別の事業の評価、それを1ページ、1ページ見て妥当かどうかだけだったのが、だんだん大きなほうにシフトしてきたり、事業の数も増えてきたりすることにより変わってきました。

変わってきたのなら、当然内部評価もやり方変えてもらわないと、当然事業数が増えてくる、もちろん個別目標を4年間、5年間のローリングでやるにしても相当なことになると思われます。

【事務局】

そうすると、内部評価のやり方も変えていかないと、外部評価のほうに内部評価の結果を出すのが間に合わない。これまでと同じように計画事業も全部やって、経常事業も全部内部評価

をして、その上で横串入れるものも評価をして、7月に内部評価委員会に結果を出すというのは、現実には不可能だと思います。そうすると、例えば3月中とか2月ごろに、外部評価委員会として来年重点的に評価したいものはこういうものだとか、経常事業の中でこういうところを内部評価するべきじゃないかという方向性をあらかじめ示していただいて、そこに向けて内部評価も動かしていくというようなやり方を工夫していかないといけないかなという部分はございます。

ただ、よりよい評価方法ということであれば当然そういう改善が必要になってきますので、外部評価委員会としてどういう形で評価するのが一番区民のためにとって妥当な結果を導けるかということをご議論していただく中で、必要に応じて内部評価のやり方も当然変えていかざるを得ないという部分はあるかと思えます。

#### 【委員】

計画事業については、性格上、期間が定まり、目標が明確になっているので、行政としては全部をきちんと評価するべきではないか。一方、さらに区の政策の全体をもう少しより深めていくためには、何に重点を置き、目標なり経常事業なり補助事業を統括したような形で、この分野についてはこういうふうに内部評価をしようじゃないかと決断する。

それに対する外部評価、あるいは総合政策セクションに外部評価から提案をするということはあると思います。計画事業をこのようにやるという文化は定着したのですから、内部評価をきちんと毎年やるということは崩さないでもう一步進めるというふうに持っていったほうがいいような感じがします。

#### 【事務局】

計画事業は、今おっしゃられたように計画期間があって、毎年の目標値があるわけですから、それがどうかということは当然、内部としては見ていかざるを得ません。ただ、同じような形で経常事業も全部内部評価をして、外部評価としてはその中でピックアップして個別目標のほうで見ていくとなると、経常事業も全部この短期間で同じような評価作業をするとなると、かなりきつい。そうすると、経常事業なり横串を刺すような部分については、あらかじめ来年はこういうところを重点的に評価したいというようなご意見をいただければ絞っていけるかなと。

#### 【会長】

今話を聞いて僕なりに理解しているのは、計画事業は、今までのルールに基づいて毎年見ていく。補助事業と経常事業は、毎年すべての事業を見るのではなく、特定の個別目標に焦点を当ててその中の事業だけを見ていく。そのときにも指定管理者、印刷物という個別目標に照らし合わせたときに重要な横串があれば、あらかじめ特定評価項目みたいなものにして内部評価から出してもらい、それをもとに外部評価をする。今、この3つのことを説明したということになるのですか。

#### 【委員】

むしろもう少し広げてはという考え方です。指定管理者制度については、問題意識を持って取り組まれているテーマで、実態調査等されているとも思えます。その辺の成果も踏まえて特



定のテーマということで捉えるやり方もあるのかなということです。しかし、たくさんの方が費用がかかりますから全てやろうとしたらそれは無理ですね。

その時々で区としても課題に上っている様々な横串的テーマをとらえて内部評価をやっていた上で、我々も外部評価をやっていくというやり方もあるのかなということです。

【会長】

それでは、経常事業についての議論はこのくらいにして、横串というとても新しい視点が入ったことはとても今回よかったなと思いますが、それをどういう文章で、どういうニュアンスで書くかというのはちょっと11月に持ち越しにしたいと思います。

【委員】

補助事業のヒアリングをするときに、経常事業との関係で聞かなきゃいけない部分というのが出てきます。こういうときは今回の経常事業をどう評価するかというのとは別に、この補助事業に対して経常事業との関係はどうかということ聞いてしまっただけで構わないわけですね。

【会長】

経常事業について今回評価の対象にしないけれども、補助事業と計画事業をやるに当たって、経常事業についても聞きたいことがあれば資料請求、それからヒアリング、質問項目に入れてよいということになっているので、そのときに資料請求をできると。あくまでも、個別目標を評価するために必要ということに基づいてです。

## 2 補助事業評価について

【会長】

補助事業評価のほうに移ります。これは、冒頭申し上げたようにもう既に進んでいるという状況ですので、それぞれの3つの部会の進捗状況と、さらに今後の予定等を確認しようというのが1つでございます。

最初、事務局からお願いします。

【事務局】

冒頭でちょっとお話ししましたように、各部会でヒアリング対象とする補助事業の選択、あるいはヒアリング項目等も進めてかなり進んでおりまして、部会によっては次回の部会がヒアリングに入るということもございますし、まだ若干ヒアリングするための質問項目を調整しているという段階のところもございます。

今後、7月に入りますと、計画事業もまた昨年と同様に評価対象の選定等をしていただくこととなりますので、年度の始めに、全体年間スケジュールのところで先に補助事業のほうをなるべくまとめていただいて、補助事業と計画事業がダブるような部分については効果的なヒアリングをしていただければ、計画事業のほうでまとめてやっていただいてもというお話しております。各委員の皆様への他の部会との関係の認識とかも確認していただくために、簡単に各部長さんのほうから、もしお気づきの点とかそういうものがあればご紹介いただければと思いますけれども。

会長から前回の補助金の審査委員会の議事の経験を踏まえまして、補助金についてこういうところは押さえるべきだというポイントがあれば、それをご紹介いただければと思います。

#### 【会長】

第1部会は、これまで2回ほど開催しました。その2回の中で、ここはちょっとおかしいとか、ここは気になるというようなことをみんなでピックアップし合いまして、最終的にヒアリングする事業及び関係課を決めました。

そのときに思いましたのは、防犯協会など、警察とか消防が中心になっている団体が3つとか4つとか、補助事業を受けているわけです。補助金等審査委員会の平成17年当時と全く同じ予算で、内容もあまり変わらずに同じ金額、消防署管内、安全協会、全部同じなのですね、資料を見ますと。17年3月の答申は、団体助成は中止、事業助成にしよう。事業助成というのは、1年毎に、今年はどういう事業が必要で、どういうものにお金を費やすかという予算を出していただいて事業補助を出すという前提なのですけれども、監査意見の中にもありましたように、経費規定不明確というようなことで、一切改善が見られないというようなものがありました。

それ以外は、例えば街路灯で、民有灯と商店街灯でどう違うのか、何で民有灯の場合、赤字なのにもかかわらず町会に出さなきゃいけないのか、町会がまた電気屋さん委託を出して、何で町会を挟まなきゃいけないのか、事業として必要性はわかるけれども、そういう方針でいいのかどうかということも含めて、次のヒアリングに向けて考えている。

さらに、緑化の話ですね。計画事業で生け垣があります。保護樹林が増えたというふうに出して評価されていますが、生け垣等その他の部門については一向に増えていないわけで、その辺の保護樹林の必要性、あるいはPR等について聞きたいことがあります。

また、歌舞伎町タウンマネジメントというのは相当な予算がついていまして、本当に効果があるのか、現場へ行って、タウンマネジメントって一体何をやっているのか、その内容について聞いてみようというようなことになっています。

あと、住宅系の支援ですね。だんだん高齢者とか障害者とか災害時のところから、子育てファミリーの支援に重点的に変わってきていると思われま。この辺の1つの流れを少し見ながら、あるものにとっては競争率が激しい、あるものは方法がないというようなものもあって、もちろん個別にある必要もあるのですけれども、もう少し住宅保証というような大きな観点から見ることはできないのか等、部会の中で議論しています。

以上、大まかな考え方です。

平成17年のときの補助金等審査委員会との関係を申し上げれば、団体補助から事業補助に本当に入れかわったのか。その目的に照らし合わせて、今年は去年に比べて効果ある事業をやるのかという視点がないのはなぜなのか。これらをというのをぜひ共通に、ほかの部会においても聞いていただきたいと思います。それぞれの特事情があるのだらうと思いますが、補助金を考えたときに共通の視点になればなと思いました。

第2部会はどうでしょうか。

### 【部会長】

第2部会は、これまでで3回開催しました。

内容によっては、やはり補助事業だけではなくて、計画事業の評価と見比べなければいけない問題があるかと思えます。

まず、特に計画事業と大きく連動しない、かつ何年も同じ額が同じ事業、団体に出されていて、本当に効果があるのかと思われる事業をヒアリングしましょうということで始めます。

他の項目については、例えば、17年度の委員会でCという抜本の見直しが必要とついているにもかかわらず、見直しがなされていないもの。目標どおり達成がされているのかもしれないのですけれども、抜本の見直しが必要となっていたので、どこがどう見直されているのかということも含めて検討しなければと思います。

ただ、意見を伺うまでもなくというようなところもあって、文書で質問を出して回答を見てというところもあります。ひとまずは計画事業、個別目標と補助事業との関連、さらに経常事業との関連も含めて見ていく項目が出てくるだろうということです。

ただ、ヒアリングについてタイトだなという印象を持ちます。また、現地調査ということがなじむかどうかというあたりの事業も多いようですから、その辺どうするかということはまだ検討しておりません。

### 【会長】

第3部会、お願いします。

### 【部会長】

昨日ようやく第2回を終えました。项目的に整理すると大体7つぐらいになっているかと思えます。区民としての目線で率直に素朴な疑問を提示して、ヒアリングをし、現地調査をし、評価をしていくということになると思えます。

例えば、第1の項目として協働に関する補助事業がいくつか挙げられていますけれども、そこに協働ですから相手がいる、2者以上いるわけで、その場合、リスクの配分、分担がどうなるのだろうかという疑問点が出ました。リスクについては、規定されているのだろうかけれども、聞いてみようということに。協働については計画事業と一体的にヒアリングするべきなのかなという気もしております。

2番目に、公衆浴場に関する事業、これについては、やはり区民目線ということで言えば、公衆浴場の社会的機能ですね。今日において公衆浴場は必ずしも生活の基盤、必要不可欠なサービスとは言いがたいというわけですが、にもかかわらず、なぜ補助をしていく必要があるのかという観点で考えると、社会的機能ということがあるのではないかと思います。

3番目に、地場産業に関する補助金がいくつかありますが、率直に言って、新宿における地場産業とは一体何なのかという、これも区民らしい根本的な率直なものが出されております。それから、補助金が利子補給という手法をとっている、その考え方について議論をしたいということです。

4番目に、空き店舗活用事業という、今それ自体としても関心を集めていることが、補助事

業としてあります。しかし、新宿の場合は、確かに衰退している商店街はあるのですが、かなり活発な商店街もあります。それも含めて空き店舗活用事業が区においてどういう意味を持っているのかという観点から、突っ込んで議論をしたいと思っております。

5番目に、関連して、商店会への支援ということが載っていて、この辺は計画事業ヒアリングと一体的にやるべきなのかなという気がしています。

あとはやや個別の問題になりますが、「外国人学校児童生徒保護者の負担軽減補助金」、「納税貯蓄組合連合会への事業助成」も議論をやりたいと。

最後に「ミニ博物館運営事業助成」というのもありまして、歴史的に文化人がたくさん住んでいた等で、かなり小規模な文化財が豊富な区であるという特性があるかと思えます。そういうものに対して、他の自治体では、昨今なかなか経費がかさむためにいろいろ理由をつけて切り捨てることもあるようなのですが、割と大切にしているのではないかと、そういう期待を持って少し支援をしていきたい。

#### 【会長】

委員のかた、どこでもいいですから、何かありますか。

#### 【委員】

各部会とも共通してこれは視点というか、尺度を持ったものだなという気がするのですね。視点ははっきりしなきゃいけないだろうと思います。

そういう意味では、1つ、団体に対する助成とか補助というのは、自立させるといった部分の補助が一番大きいのではないかと思います。

国や都の基準というのはせいぜい3年か5年ということが1つの基準になっています。団体が自立するまでということが大きい尺度の視点になっていると思うのですね。そういう点が3部会共通して持たないといけないと思います。

2点目、既得権みたいな感じで、100万円あるからこれをどういうふうに使おうかなという団体が多いような気がしてならないのですね。そういう点で、1、2、3部会とも補助金助成に対する視点を明確にしてヒアリングしないと、変な差異が出てしまうなという感じがしてならないのです。

#### 【会長】

17年の審査委員会で問題ないとしたのはわずか4分の1なのです。Aと書いてあるのが問題なし。Bというのは、一般的にBと言うと普通みたいな感じなのだけれども、この場合のBというのは見直しが必要というのがBで、Cは抜本的に見直し、Dは廃止という、B、C、Dは何らかの行動を移してほしいというメッセージですから、4分の3はかなり強くこの中で言うわけですから、その後の動きがないものは何でそうなのかということを知りたいのと、それから、公募制補助金という、提案をしたのです。

新宿区で暮らしている方々のいろんな思いとかアイデアが形に出てきて、それにきちんと事業内容を見て審査し、かつ評価もしていくというシステムが全く欠けている、そういうことを当時ここに書いていたので、この報告書の後どうしたんですか、新たなこういう方法は可能じ

やないですかという共通に言っていただきたいと思いますと思ったわけです。

**【委員】**

共通の視点としては、協働ということもはずせないと思います。やはり補助金の執行によって、いかに地域社会において協働の精神を育てていけるかという見方もしなければと思います。

**【委員】**

共通認識ということに基本的に賛成です。補助金がないと成り立たない、しかもそれは区民生活にとって必要な事業である、それについての補助というのは、これはまさに運営費の補助であっても必要なものは必要だという認識は、あっていいと思います。ただ、団体の補助というのは団体が自立をしていくべき、その助成なのだという視点が、とても大切だと思います。

**【会長】**

新しい方を組み合わせることによって、少しずつ新たな事業展開をするという提案のような形で何か聞くほうがいいと思いますけれども。

では、補助金の進捗状況、これからヒアリング現場スタッフの共通のスタンスみたいなものがご理解いただけたと思います。

では、これで終了します。ありがとうございました。

<閉会>